

よりそう+おひさまeバリュー

＼新規加入／キャンペーン

2024年4月1日(月)～8月31日(土)まで



2024年4月1日(月)から8月31日(土)の期間に よりそう+おひさまeバリューをご契約 いただき、

2024年10月31日(木)時点でご契約を継続 されているお客様に限り

よりそうeポイント 5,000Ptプレゼント!

便利でお得な
よりそうeポイント

東北電力のWebサービス
「よりそうeねっと」への会員登録が必要です

貯まったポイントは、ご当地商品や
電子マネー・ギフト券などへ交換できます

進呈条件

- ① 対象期間内に「よりそう+おひさまeバリュー」でのご契約を開始いただくこと
- ② 2024年10月31日(木)時点で①を満たす対象契約が継続されていること
- ③ 「よりそうeねっと」へ会員登録し、①および②を満たす対象契約をご登録いただくこと

(ポイント進呈に関して)●上記進呈条件の達成を当社が確認できた場合に、2024年11月から12月頃を目途にポイントを進呈いたします。●ポイント進呈時点で東北電力のWebサービス「よりそうeねっと」を退会されている場合や対象の電気料金プランにご加入いただいたご契約を切替・解約などをされている場合、「よりそうeねっと」に対象の電気料金プランにご加入中のご契約がご登録されていない場合は、原則、ポイント進呈の対象外となります。●お申込みの内容に誤り・不備等があった場合、ポイント進呈の対象外となる場合がございますので、ご注意ください。●ポイントの有効期限は、ポイントが加算された日から6ヶ月間となります。有効期限を過ぎるとポイントは失効しますので、ご注意ください。●お申込みのタイミングによっては、お申込みから対象の電気料金プランにて電気のご使用の開始までに1カ月以上かかる可能性がございますので、お早めのお申込みをお願いいたします。●本キャンペーンは、予告なく変更・終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

料金プランの
お問い合わせ、
お申込みはこちらへ

東北電力株式会社カスタマーセンター【料金プランお問い合わせ窓口】

0120-175-028

東北電力 料金プラン 検索

※お申込み・お問合せ内容によっては、担当個所より連絡させていただく場合がございます。

より、そう、ちから。
東北電力

「おひさまエコキュート」とは？

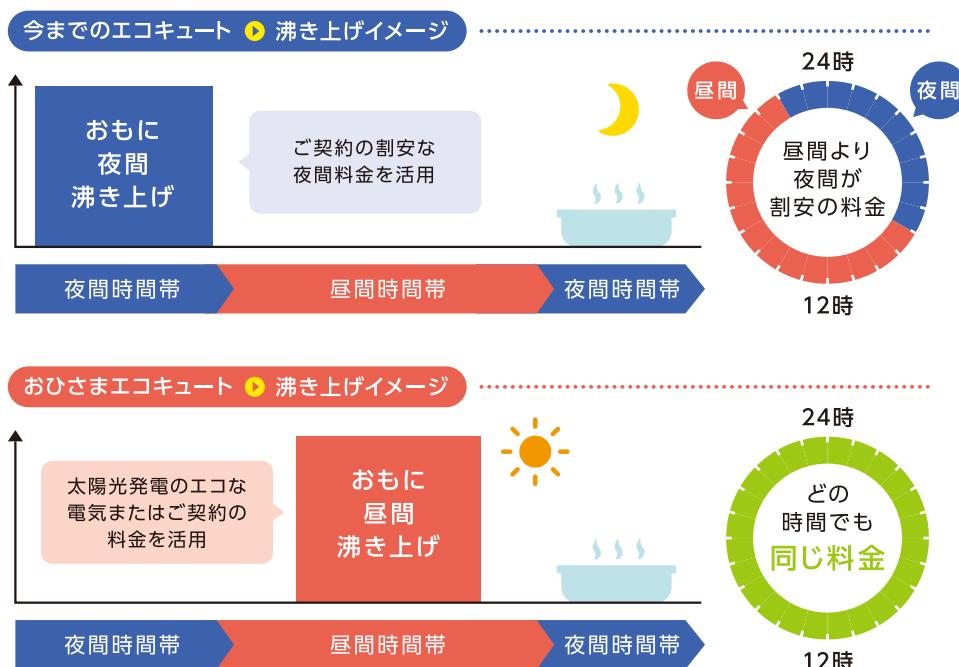
「おひさまエコキュート」は、太陽光発電でつくった電気を活用して、主に昼間にお湯を沸かすエコキュートです。ご家庭で自家消費しきれない余剰電力を効率的に利用できるため、一般的な夜間蓄熱式エコキュートと比べて、光熱費軽減やCO₂排出量の削減効果が大きく、経済性・環境性に優れています。



おひさまエコキュートは
こんな方におすすめ！

太陽光発電の設置を検討されている方

すでに太陽光発電を設置しており、
かしこく手軽な自家消費方法を
検討されている方



「よりそう+おひさまeバリュー」について

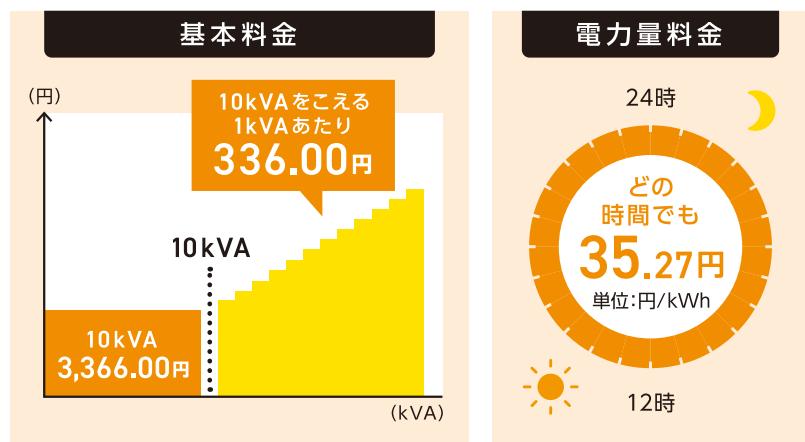
太陽光発電でつくった電気を活用してお湯を沸かす、経済性・環境性に優れたおひさまエコキュートを対象とした料金プランです。

オール電化のお客さまが新規にご加入いただける自由料金プラン「よりそう+スマートタイム」と比較して、昼間の電力量料金単価(35円27銭/kWh)が安いため、悪天候時で太陽光の発電量が足りない場合でも、おひさまエコキュートを安心してお使いいただけます。

* 夜間蓄熱式エコキュートに搭載されている機能の活用や設定時刻の変更等により、昼間時間帯に沸き上げを実施いただく場合は、本料金プランの適用対象外です。

* 従量電灯B・Cご契約のお客さまが本プランに加入する際は、契約上の一部取扱いが変更となるため、条件*によっては料金が高くなる場合がございます。

*振込用紙で電気料金のお支払いを希望される等、本プラン加入後に書面発行手数料(税込110円/月)を申し受けられる場合。*燃料費の著しい高騰等により、本プランの燃料費等調整単価が従量電灯B・Cの単価の上限を超える場合。*従量電灯B・Cにおいて、制限または中止の料金割引(1日延べ1時間以上の停電等が生じた場合における料金割引)を行なう場合。



*主開閉器契約の場合を記載しています。

*実量契約の場合はkVAをkWに読み替えます。

特定商取引法(通信販売)に基づく記載事項

●事業者名 東北電力株式会社 ●代表名 取締役社長 横口 康二郎

●本店所在地 〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

●支払方法 口座振替、クレジットカード払い、振込用紙

●支払期日 支払義務発生日(検針日)の翌日から起算して30日目

●提供時期

原則として当社が契約変更の申込書を受付した直後に到来する検針日 ※メーターの取替工事が必要となる場合は、当該工事完了直後の検針日

●申込の撤回、契約の解除に関する事項

需給開始後のご契約の解除はお受けできません。なお、需給契約の廃止または変更については、当社が定める「低圧電気標準約款」「低圧電気供給実施要綱」「特定小売供給約款」によります。

●その他

◎ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事が必要な場合は、電気の供給条件等に基づき工事費負担金等相当額等をご負担いただく場合がございます。

◎当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況等の理由により、需給契約の申込の全部または一部をお断りすることがあります。

◎電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。